

第 13 回サービス統計・企業統計部会 議事録

大臣官房統計委員会担当室

第 13 回サービス統計・企業統計部会 議事次第

日 時：平成 22 年 1 月 5 日（火）13：00～15：25
場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

1．開 会

2．議 事

経済産業省企業活動基本調査の変更について

3．閉 会

首藤部会長 皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、第 13 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。本日の議題は前回に引き続きまして「経済産業省企業活動基本調査の変更について」でございます。

本日は 15 時 30 分まで予定しております。今回が「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の最後の部会となる予定でございますので、本日はこれまでの部会審議を踏まえて答申（案）について審議を行い、とりまとめたいと考えております。

本日の審議の進め方としては、答申案の審議の前に調査実施者からこれまでの審議を踏まえて、その結果を反映した調査票及び表章様式の最終案と記入の手引（案）を用意しておりますので、まずそれを御確認いただきまして、その後に答申（案）の審議を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日は、岡室専門委員は御所用のため御欠席でございます。

それでは、審議に入ります前に本日の配付資料の説明を併せまして、12 月 15 日に開催された前回部会の結果概要及び 12 月 18 日に開催された第 29 回統計委員会で出された本調査に係る意見等につきまして、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、議事次第の 4 に配付資料一覧を付けてございますので、それを基に御確認いただきたいと思います。

資料は 1 ～ 4 まで。参考ということで前回の部会の結果概要。

席上配付資料は二つございます。一つは先般の統計委員会における意見の概要。

もう一つは、いわゆる部会長報告メモというものを添付してございます。

それでは、確認の意味合いで参考という資料を基に、前回部会の結果概要について御説明をさせていただきますと思います。

参考の「5 審議の概要」の（1）でございます。前回、その前の部会で出された論点等につきまして、調査実施者から回答がありまして、それを踏まえて審議が行なわれたわけでございます。

（2）でございます。調査実施者からの回答のうち、次の事項につきましては、当初案を変更する旨の説明がありまして、この変更については適当とされたところでございます。

まず 1 点目は、「事業の外部委託の状況」につきまして、「製造委託以外の業務の外部委託（アウトソーシング）」と定義して、同委託の金額につきましては「営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたもの」と定義するというところでございました。

2 点目が、「企業経営の方向」につきまして、社外取締役については、設置の有無のみを把握したわけでございますが、これについて社内取締役、社外取締役、社外取締役のうちの関係会社に区分して、それぞれの人数を把握するというところでございました。

（3）でございます。その他の論点としましては、以下のような指摘等がございまして、所要の対応を図るということとされたわけでございますが、そのほかの点については今回の改正計画の内容で適当とされたところでございます。

指摘があった 1 点目でございますが、各府省が整備する企業に関する統計データの共用については、統計の一本化も含め、引き続き検討する必要があるという指摘でございました。

2点目が、純粋持株会社については、本調査での把握の必要性を含め、今後その活動内容の把握について検討する必要があるという指摘でございました。

3点目が、今回の追加の関係会社間の取引の範囲については、いわゆる企業グループ内での取引ではなく、親会社、子会社・関連会社の間限定した取引であることを設問等において明確化する必要があるという指摘でございました。

4点目が、特許権、著作権の使用料の範囲など、調査事項の定義や調査範囲を調査票や記入の手引等において明確化する必要があるという指摘でございました。

(4)が主な意見の概要でございます。「企業活動に関する統計の整備」「純粋持株会社の活動内容の把握」「本調査で把握する関係会社間の取引の範囲」「調査事項・範囲の明確化」につきまして、先ほど申し上げた点をもう少し敷衍して書いているものでございますので、省略させていただきたいと思っております。

その他の意見につきましては、3ページでございます。

まずとして、調査実施者から、本調査について、規模に応じた調査票の複数化は必要ないという回答があったわけですが、これに対して今後、規模により記入率に差が生じないか検証する必要があるのではないかという意見がございました。

でございます。企業の規模によって調査票を分けるよりも共通の調査事項をショートフォームとして設定して、それに業種特性など把握目的に応じた調査事項を上乗せするようにすればいいのではないかという意見がありました。

で、結果表章の関係ですが、現在、従業者規模別、資本金規模別に結果表章しているわけですが、分類が細分化されていて件数が少ない階層もあるというように、結果表章が十分に効果を発揮していない部分があるため、実際の企業の規模分布に応じて調整する必要があるのではないかという意見がありました。

でございます。労働者についての用語や定義が統計調査ごとに異なっており、報告者としては非常に記入しにくいと思われるため、その統一等について、各府省間で検討する必要があるという意見がありました。

以上が前回部会での結果概要でございます。

次に、席上配付資料1をご覧くださいと思います。昨年12月18日に第29回統計委員会が開かれまして、この中で部会長の方から本部会の審議の状況について報告が行われたところでございます。その際、委員の中から質問等が出されましたので、御紹介させていただきます。

最初のでございますけれども、11月27日の第1回目の部会の審議の中で、他統計とのデータリンケージが可能な統一番号の導入について意見が出されているけれども、これは、他のどのような統計とのデータリンケージを想定しているのかという質問がございました。

これに対して部会において、具体的な対象を想定した審議を行ったものではないけれども、できるだけ各府省横断的に、企業に関してのデータであれば一括して多角的に見られることになれば、結果的に、データの質が高まり、利用者の便益性も高まるという点で重要ではないかという観点から意見が出されたものであるという部会長からの回答がございました。

次の矢印でございますが、平成 24 年に調査を予定しております経済センサス - 活動調査におきまして、企業単位と事業所単位の間でデータをリンクさせることによって統一的な番号体系を整備し、各統計もその番号体系に従っていくという考え方で作業を進めており、これにより各方面でのデータの共用が可能となるのではないかという御意見がございました。以上が、12 月 18 日の統計委員会での本件に関する主な議論の概要でございます。

私の方からは、以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。今の御説明につきまして、何か御質問はございませんね。

それでは、まず調査実施者から、これまでの審議を踏まえた調査票及び集計様式の最終案につきまして、当初案から変更されている部分について御説明をお願いいたします。また、併せて前回の部会で調査の範囲等につきまして、報告者が記入に戸惑わないような配慮が必要だという指摘が幾つか出されましたので、調査実施者から記入の手引において適切に措置したいとの回答がありましたので、該当部分についても調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

経済産業省 では、資料 1 をごらんいただけますでしょうか。企活調査の調査票（案）でございます。前回から変わっているところを御説明させていただきます。

まず 1 ～ 5 ページまでは変わりはありません。6 ページの「6 取引状況」のところからでございますが、右側の注の背景が黄色くなっております。変わっているところは赤字で字体が斜体になっているところでございます。

6 の（2）（3）、7 の（2）の注 1 でございますが、前回抜けておりましたので、関係会社の定義。これは上の（1）注 1 参照ということをそれぞれ加えております。

7 の（2）の注 2 でございます。製造委託の金額には、営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち製造委託の総額を記入してくださいということで、ここはわかりやすく書いてございます。

7 ページでございます。一番上の（3）の設問のところの赤字になっているところでございます。業務の外部委託（アウトソーシング）の状況についてということで、ここを加えております。

その少し右下でございます。矢印、（3）から（4）の関係をはっきりさせるために、このうち外注費、業務委託費等として経理処理したものについて、（4）に記入してくださいと加えております。

その下の（4）の設問のところでございます。外注費、業務委託費等の金額と直してございます。その下の科目のところも同じように外注費、業務委託費等の金額と直してございます。

その右側の注のところでございます。注 1 は同じく関係会社を加えております。注 2 といたしまして、製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額には、営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたものを記入してくださいと書いてございます。

その下、8 の（2）の注のところでございます。この注 1 は同じく関係会社を加えたものでございます。

8 ページでございます。一番上の（2）の注 3 でございます。うちソフトウェアとはコンピュータソフトウェアを言いますと加えております。10 のところでございますが、としまして、取締役

の人数を記入することといたしております。また、 の注2でございますが、ストックオプションの実施については取締役等、または従業員のいずれかに実施している場合は、1の実施しているに を付けてくださいと、こちらにも明記いたしました。調査票で変わっているところは、以上でございます。

続きまして、資料2の表章のところでございます。1枚開けていただきまして、第1巻の第15表でございます。先ほどの10のところでありました取締役の人数を聞くということにしておりますので、同じくここも取締役の人数をそれぞれ記入をする。社内取締役、社外取締役、うち関係会社と入れているものでございます。これが表章の変更点でございます。

資料3としまして「記入の手引(案)(抜粋)」でございます。1枚開けていただきまして、「4.資産・負債及び純資産並びに投資」でございます。ちょうど中ほどの資産のところ、無形固定資産のうち、ソフトウェアがでございます。このところをソフトウェアの減価償却累計控除後の金額を書くということを明記しているものでございます。

2ページの「9.技術の所有及び取引状況」でございます。ここは赤字にしておりますが、上の方で注として、クロスライセンスも含めてくださいと記載しております。

その下の(2)のところでございます。実施(使用)許諾契約による収支、譲渡・譲受による売買実績、ランニング・ロイヤリティーについて記入してくださいと、ランニング・ロイヤリティーも加えております。

その下の著作権のところ、うち、ソフトウェアのところ、赤字で左側に書いてございますが、コンピュータプログラムに関するソフトウェアの著作権のことで、映像、音楽などのコンテンツに関するソフトウェアは含みませんと、ここに明記しております。

なお、この記入の手引きにつきましては、レイアウトは業者が見やすいように組み換えますので、内容は基本的に全部同じでございますが、レイアウトは若干変わるということは御承知置きたいと思っております。これが前回のところでの変更点でございます。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。今の調査実施者からの御説明に対して、御意見あるいは御質問はございませんでしょうか。最初の調査票に関してはいかがでしょうか。御意見はございませんか。

これを記入される方は、関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社を言いますということで御理解いただけるでしょうか。この関連会社という言い方は、これで御理解いただける内容になっているのですね。それは問題ないですね。

経済産業省 前回、項目のところ、必ずしも入っていないところがありましたので、今回はすべて各項目のところ、全部入れ込んだものでございます。

例えば6ページですと、一番上の6の(1)に注1として関係会社とはとあったのですが、(2)とか(3)のところに書いていなかったため、全部そのところも入れたと。

首藤部会長 関連会社というので回答者の方はわかりますかということなのですが、それはよろしいですか。

経済産業省 3ページの3の(2)の注の「関連会社とは」というところで。

首藤部会長 わかりました。これでよろしいでしょうか。どうぞ。

野辺地専門委員 8ページの「10 企業経営の方向」の中で取締役の人数というのがございます。その中で社外取締役という定義ですけれども、会社法で社外取締役というのは制約条件があるのですけれども、大会社、公開企業などはその辺りを十分理解していると思いますが、中小企業がどこまで理解しているかというのが若干心配な面もあるので、場合によっては社外取締役とはというふうに簡単な定義みたいなものを入れた方が、よりその回答の正確性が増すかなという感じはいたしております。

首藤部会長 それは具体的に例えばどういう定義、説明がよろしいでしょうか。

野辺地専門委員 例えば使用人であった人はだめとか、いろいろあるわけですね。会社法で言う社外取締役というのは、いろいろと。

首藤部会長 社外取締役の要件を満たしているかどうかということですね。

野辺地専門委員 そうです。

首藤部会長 そこまで問うかどうかということになりますけれども、どうでしょうか。

経済産業省 必要などころがあれば、また記入の手引の方でかなり詳しく書いていくことはできるかと思っております。今回初めて入れた項目でございますので、当然記入の手引の方にも、今、言われたようなところは含めていきたいと考えております。

首藤部会長 それでよろしいでしょうか。では、清田専門委員、お願いいたします。

清田専門委員 今回の変更とは直接は関係ないのですが、調査票に関しまして、1点質問させていただきます。

2ページ目のところに従業者数について確認する項目がございます。前回と前々回のこの部会で伊藤先生が繰り返し御指摘なされていた点であり、また前回の部会結果概要の参考資料の中の一冊最後の「その他」の に書かれている点ですが、統計によって、労働者、常雇、一般労働者など、常時従業者の定義が違っていて混乱を招くのではないかと思います。その点について今後改善していくということは考えているかどうかということをお伺いしたいです。

首藤部会長 今後というのは、この答申とは別ということですね。

清田専門委員 別にです。

首藤部会長 それはここに何か検討する必要があると書かれておりますが、具体的に各省庁で定義の異なる名称を用いる場合に、それを調整していく動きを進めるような方向を検討していることは、具体的にはございますか。この労働者の定義ですね。この一番最後の3ページの5の のところに書かれたことです。

経済産業省 おっしゃるところはわかっております。ただ、これは本統計だけでどうこうということではないと思っておりますので、そここのところは総務省さん等々とまたしていくのかなと思っております。

首藤部会長 どうぞ。

犬伏統計審査官 この定義の話でございますけれども、過去からもいろいろ指摘があったみたい

でございます。実は政府部内の中で統計業務の最適化計画というのがございまして、後ほど議論があるかも分かりませんが、その中で事業所母集団データベースの整備とかも含めてしているわけですが、統計の政府共同利用システムの中で、できるだけ調査事項の定義の統一化を検討してみようとしていたのですが、統計ごとに微妙な定義の差があったり、変えると時系列が崩れてしまうということで、なかなか統一化は難しい。したがって、少なくとも基幹統計で使われている用語の定義については、全部一覽的に見られようにするということで、統計の政府共同利用システムの中に調査項目、標準化データベースというのがありまして、そこにアクセスすれば、こういう用語についてはこの統計ではこういう定義で使っていますといったものが見られるという形になっています。現在、そこまでは、政府として進んでいるところでございます。

清田専門委員 ありがとうございます。ただ、公的統計の整備に関する基本計画の中では、労働力調査等の雇用労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては雇用主に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討するとなっています。そして、その実施時期が原則として平成 21 年中に結論を得るとなっています。今のお答えがこれに相当するのかどうかということをお伺いしたいです。

犬伏統計審査官 今の私の答えは、この基本計画の関係とは別でございます。基本計画の関係については、今、先生が言われたところについては、一応各府省で基本計画の推進ということをしていまして、この年度末に私ども政策統括官室の方で、統計法第 55 条に基づき、各省がこの基本計画で掲げられたことについて、どれだけ進んだかということをもとめた御報告をいたしまして、統計委員会の方からまた御意見等をいただくということになっています。その時に統計委員会の方では、総務大臣を始め各省大臣について意見を言うことができるというような仕組みでございます。現在、統計委員会では、暫定的に中間的なフォローアップ等を 11 月、12 月の統計委員会の方でしたところございまして、今後正式に年度末の各府省の推進状況に関する報告を受け、それを全部まとめて、基本計画の進ちょく状況について政策統括官室の方から、統計委員会の方へ御報告するということになるかと思えます。

清田専門委員 わかりました。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。この調査票以外でも、どうぞ。

宮川専門委員 これはもう既に御議論されたかもしれませんが、これまでもあった議論かと思うのですが、決算期が変更になっているケースについてはどういうふうな形でそういう企業を把握することになっているのでしょうか。

経済産業省 資料 1 の 1 ページ目の上の方に四角に入っている がございます。 の 2 番目のところで、記入内容は 21 年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は最寄りの決算期の数値というふうにしております。

宮川専門委員 今、御質問させていただいたのは、例えば商業であれば通常は 2 月末の決算が多いので、3 月末の数値を書かなくても 2 月末の決算でも構いませんということだと思えるのですが、それは必ず 12 か月の決算を想定されているわけですね。ただ、決算期を 9 月末であったも

のを3月末に変更した場合に、6か月の値を例えば売上高とかで書いてくるケースとかも想定されますけれども、それに対する注意とかは、この2番目の では読み取れないような気がするのです。

経済産業省 その辺のところは確かに明記はしてございませんが、備考欄の方に書いていただくようにしております。

宮川専門委員 ここですか。

経済産業省 そこで例えば半年だということであれば、そういうところを書いていただくということですね。

宮川専門委員 でも、これは特記すべき事項というのを企業の方で判断することですから、例えば決算期間が短縮されている、もしくは合併によって決算の数値が変わっていることなど、そういうふうに少し特定化した方が特記すべき事項というのを、それだけでないかもしれませんが、わかりやすく書かれた方が集計したときに、もし12か月決算と12か月未満の決算とが一緒になっているケースがあったりすると、期末値というかバランスシートは構わないと思うのですけれども、そのフローの数値は大きな変化になってしまいますね。

経済産業省 記入の注意等で、そこは明確に書くようにいたします。

首藤部会長 この上の四角の説明のところには何か書いておく必要はないですか。そういう決算期変更があった場合ですね。記入者はまず最初にここを見るわけですね。ここに何か書かれたら、決算期の変更あるいは合併等による変更というのがわかりやすいのではないかという気もいたします。

宮川専門委員 個人的には部会長がおっしゃるように、例えば特にその決算期が1年に満たない場合には、備考欄にその旨を記載してくださいというようなことを書いておけば、何年何月から何年何月までの決算期の値ですというようなことを書いてもらえるかもしれないと思います。

首藤部会長 そうですね。そこは工夫をしていただいて、いろいろなケースが最近出てきていますので、注意が必要かと思えます。野辺地専門委員、どうぞ。

野辺地専門委員 今のお話にも関連するのですけれども、1年決算ではない会社、例えば10か月とか6か月という場合、出てきたデータをその後の集計に際して、どのように数字を使っていくのか。年換算していくのかどうかというのが一つありますし、企業サイドから行くと、実は今回は合併とか決算期変更で半年間の数字なのだけれども、求められている数字はさかのぼって1年間を書くのかなという、その辺りについて企業が迷うかもしれない。そういったときに半年分で結構ですとか、1年間のものが分かれば、1年間の売上高を書いてくださいとか、そういうふうにどちらにするのかというのも決めておいた方がというか、わかりやすくしておいた方がよろしいのかなと。

今の決算期の変更などがあった場合、1ページ目の「1 企業の概要」の「(6) 企業の決算月」で年1回何月決算、あるいは年2回何月と何月というふうな記述を求めているところがあるのですけれども、その辺りに決算期変更があった場合に2回書くようになるのかどうかというのもいま一つ明確になっていないのではないので、その辺りも含めて、記入の手引が何かでフォローしていただくのがよろしいのではないかと思います。

経済産業省 わかりました。原則、今は1年決算に直してするようにはしております。

首藤部会長 そのこのところの調整は、実施者の方で御検討をいただきたいと思います。調査票など直されたものを皆様に見ていただくという機会が当然ございますね。調査票をそういう形で直されたなどをするとき、事前にメールでも何でも結構ですので、ちょっとチェックをしていただくことも必要かと思っておりますので、お願いします。

経済産業省 わかりました。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

伊藤専門委員 個別の案件ではなくて、記入票全般に関わることですけれども、例えば何か数値を記入する欄に、その部門自体が存在しない場合に、該当しないというようなことを示す記号のようなものがあれば、未記入の場合との区別ができると思います。

一例を挙げますと、例えば本社で研究開発部門の常時従業者数を答えよという欄がございますけれども、そもそも研究開発の部門がない場合には、そういうものは該当しないというものを示す記号があれば、例えばここが空欄であった場合に、本当にそういう人数がいるけれども、未記入なのか、それとも部門として該当しないのかというのがわかりやすくなると思います。記入者によっては、きちんとゼロと記入している場合もありますけれども、該当しないならば空欄で飛ばしてしまうと判断する場合がありますし、単なる読み飛ばしの場合もあります。結果として空欄の持つ意味がわからなくなっている調査票が多くあるように思いますので、その辺も手引の方で対応していただくとよいと思っております。

首藤部会長 この点はいかがでしょうか。

経済産業省 わかりました。そこも記入の手引等でもう少し明確にするようにいたします。

首藤部会長 ほかにこちらの基本調査票の方はよろしいでしょうか。どうぞ。

引頭専門委員 いろいろと注書きとか書いていただいたので、すごくわかりやすくなったかと思えます。今まで申し上げていなかったのですけれども、1点だけですが、4ページ目の4の「(1) 資産・負債及び純資産」の「純資産」です。これはふと見たら、利益がきちんと出ている会社とかはいいと思いますが、欠損金のようなものがあるような会社の場合、資本剰余金から利益剰余金からも今は削減できるように会計上はなっていると思うのです。つまり簿価の資本金や資本剰余金、利益剰余金だけ書くのか。その欠損金の方の扱いはどうするのかなと思って、その他のところには、評価差額をここに書きますよとあるのですけれども、どうするのでしょうか。

首藤部会長 野辺地専門委員、どうぞ。

野辺地専門委員 今の件については、欠損金がある場合は、その利益剰余金の欄はマイナスで記入するという形になると思います。ですから、例えば多額の欠損があって、債務超過の会社というものであれば、資本金を超える利益剰余金のマイナスがここに記載されると。そのような形になってきます。

引頭専門委員 本当に取り崩していなかったとしても、これは利益準備金ではなくて、利益剰余金だからということですか。

野辺地専門委員 利益準備金も含めたすべての。

引頭専門委員 利益準備金と繰越欠損金を含めた利益剰余金という定義に。ですから、これは手

引とかにもきちんとして書いてあるのですか。

経済産業省 手引の方で欠損金などは 欠損金と書くように書いてございます。

引頭専門委員 要するに当期だけではなくて、累積の利益と合算してと書いてあるわけですね。

経済産業省 はい。

引頭専門委員 わかりました。

首藤部会長 それはよろしいわけですね。

引頭専門委員 結構です。

首藤部会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、こちらの表章様式、フォーマットの御検討をいただきたいと思います。これは1か所の修正でございますので、これでよろしいでしょうか。

資料3の記入の手引の方の変更点につきまして。

引頭専門委員 表章のときは左に企業数と人数、人数なのですけれども、合計の数はどこにも書かないのですか。表章のところで社内取締役は何人、社外取締役は何人とあります。社内取締役と社外取締役は何人とわかるのですけれども、両方足した合計、取締役合計は入れないのですか。

首藤部会長 入りますか。足せばいいわけですね。

引頭専門委員 利用者からしたら、足してもらっておいた方がぱっとわかるかなと。大した手間ではないから。

首藤部会長 どうなのでしょう。これは足し合わせることは別に大した問題もないと思うのですけれども、入れる必要がありますか。

引頭専門委員 入れておいてもらった方が利用者は楽なのではないかと思えます。業種もたくさんありますので。このデータベースも全部エクセルが何かでアップされると思うので、足せばいいのですけれども、あっても。スペースがあるので、横に広げられないのだったら仕方ないと思えます。

首藤部会長 この点はいかがでしょうか。足し合わせていたのと違っていたりとかすることが逆に出てくる可能性もありますね。特に問題はありますか。手続上といいますが、処理の方はいかがですか。事務方の処理の方がむしろ非常に手間がかかるというのなら、入れなくてもいいですし、入れた方が後々いいということであれば、入れてもいいのではないかと思えます。

経済産業省 では、合計を入れるようにいたします。

首藤部会長 わかりました。それでは、そのようにいたします。この表章の方はよろしいでしょうか。よろしければ記入の手引のところでございますけれども、ここで何か御意見はございますでしょうか。2ページの赤字のところでございますが、特に問題はございませんか。これでよろしいでしょうか。大変わかりやすくなったと思えます。

それでは、調査票等につきまして、修正あるいは手引での丁寧な説明ということで、多少の修正はございますけれども、また修正されたものを皆さんにお目通しいただくということにいたしたいと思えます。

次に答申(案)の審議に入りたいと思えます。冒頭でもお願いいたしましたとおり、本日の部会

が最後ですので、今日とりまとめたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

まず事務局から、資料4の答申(案)の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から資料4の答申(案)を用意していますので、これについて読み上げさせていただきます。

(資料4読み上げ)

首藤部会長 ありがとうございます。

犬伏統計審査官 若干補足させていただきます。今、朗読したとおりでございますけれども、まず1ページ目の2の「(1)調査事項」でございます。これはア、イは各項目横断的な関連会社の取引の関係、国際取引の関係と項目横断的なものを最初に持ってきています。

ウは外部委託の状況ということで、先般の調査実施者の新旧対照表での説明は19年調査との比較という形で説明がございましたが、20年調査の時点でこの項目は一旦削除という形になっていきますので、新しく追加されたものとして扱わせていただいております。

エで剰余金と能力開発費、オで取締役の関係、カで情報化の状況等の削除項目について記述しています。

キとして「その他の変更」ということで、ここではバスケットクローズということ、ほかのいろいろな改正を含めて検討した結果、適切であるという結論にしております。

条件を付けたところが2ページ目の一番最初の2行目以降の外部委託のところ、「しかしながら」以下の定義の明確化のところでございます。それから、オのところ、社外取締役等の人数を把握するということについても条件ということでございます。

(2)にいきまして、集計事項についてでございます。これはおおむね適当ということですが、「ただし」以下で(1)のオで指摘した事項、すなわち取締役の設置状況の人数のところでございますが、これについては集計事項を追加することが必要であるという指摘をしております。

(3)のその他のところでございます。これは統計法の第10条で承認の条件の第3号で、他の基幹統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであることということがございますので、これとの関係で記述させていただきました。企業を対象とする現行の基幹統計調査の中で経理事項等をとるものとしては、ここに掲げました三つの調査があると考えているところでございます。

そのうち特サビ実態につきましては、21年調査から全数調査から標本調査になっています。これは、基本的には事業所を単位とする統計調査でございますが、一部経理項目が企業単位でしかとれないということで、28業種のうち6業種については企業単位の調査となっています。そのうち一部業種、これについては出版業であるとか新聞業等でございますけれども、4業種につきまして、企業を対象とするということで売上高等が重複していますので、所要の調整を図る必要があるというように記述したわけでございます。

しかしながら、これを直ちにするというのは非常に難しいということで、現時点ではやむを得ない。したがって、後ほど後ろにありますような経済センサス - 活動調査等の結果等を踏まえながら、今後こういったことについても検討してもらおうということになるのかなと考えているところでござ

ざいます。

「3 今後の課題」のところで2点述べております。1点目は「(1) 企業活動に関する統計の体系的な整備」ということで、企業活動に関する包括的な統計の構築の検討ということが指摘されているところでして、そのファーストステップとして情報通信分野につきましては、先般説明がありましたように情報通信業基本調査(仮称)を共管調査として創設して、24年度目途に基幹統計化を図るという計画でございます。これについては高く評価できるのではないかと認識しているところでございます。

その他の分野でございますが、これについてはまだ具体的な検討が進んでいないという状況でございますので、これについては情報通信業基本調査(仮称)の経験等を踏まえながら、企業を対象とした統計調査を実施している関係府省等で今後取組みを推進してもらう必要があるという指摘にしております。

これと併行して経済産業省の中にもここで掲げたような中小企業実態調査等の企業を対象とした一般統計調査といったものがありますので、併行して24年2月実施予定の経済センサス-活動調査の結果等を基に役割分担の明確化とか重複是正の方策を検討してもらいたいということでございます。

「(2) 調査対象範囲及び規模の見直し等」でございます。これについては企業の分布情報等がないということで、現時点ではやむを得ないと考えているわけでございますけれども、経済センサス-活動調査の結果等を踏まえて、引き続き検討を促したものでございます。

調査票の複数化についても先般議論がございましたように、ショートフォームとロングフォームの併用による調査の実施などについても今後検討してもらいたいということを記述しています。以上2点について今後の課題として整理させていただいているところでございます。

以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。審議に移りたいと思いますが、審議の進め方としては、各項目ごとに順番に審議をしていきたいと思っております。

「1 承認の適否」についてはよろしいかと思っております。

「2 理由等」の「(1) 調査事項」の「ア 関係会社間の取引を把握する事項の追加等」についてはいかがでしょうか。御意見等はありませんでしょうか。よろしければ、次に移りたいと思っております。

「イ 国際取引を把握する事項の追加等」についてでございます。よろしいでしょうか。

「ウ 外部委託の状況を把握する項目の追加」についてでございます。皆様からいただいた御意見を踏まえて、「しかしながら」のところで条件を付けて、定義の明確化をする必要があるということが付け加えられております。

廣松部会長代理 済みません。1時半からの開始だとばかり思い込んで、遅れてしまいました。

これは事前に拝見をしておりますして、私も内容的にはこれでいいと思っております。全体の平仄を合わせる意味で言うと「適当である」と断定をした上で、その下の行から「しかしながら」という続きになっていますが、例えば3ページの(2)では「おおむね適当である」「ただし」という形にな

っています。その意味でいうと、ここもおおむねなり何なりを入れた方がいいのではないかという気がいたします。

首藤部会長 条件付きになっていますので、「おおむね」という言葉を入れた方がよろしいのではないかという御意見でございます。これはよろしいでしょうか。特にこの個別の項目について御意見がなければ、一つひとつ進みますけれども、その間で全体にわたって今のような統一性というような問題がございましたら、御指摘してくださっても構いません。このウのところはよろしいですか。

よろしければ、エに入りたいと思います。「エ 剰余金の配当状況、能力開発費を把握する事項の追加」についてでございます。よろしいでしょうか。一つひとつしまして、また後で御意見があれば、お伺いしたいと思います。

それでは、「オ 取締役の設置状況を把握する事項の変更」についてでございます。

宮川専門委員 私は全体的には別にこの答申について異議はないのですが、少し教えていただきたいです。ア～エまでは、私は参加しなかった 11 月 27 日の諮問の概要にほぼ対応して、それを少し組み換えて大体答申をされるという形になっていると思うのですが、その「オ 取締役の設置状況を把握する事項の変更」は、私は 11 月 27 日の資料の 1 - 2 とか 1 - 5 を見ているのですけれども、その調査事項の変更のどこに当たるのか、それとも議論の過程で新たにこの委員会で追加をする提言として出されているのか。この辺りは私の理解が間違っていれば教えていただきたいです。

首藤部会長 その答申のところでは、社外取締役の設置の有無についてということだけだったのですけれども、それだけでは組織変更、組織的な内容はよくわからないだろうということ。もし社外取締役の設置の有無についてを聞くのであれば、社内と社外の人数と企業間の関係を見ることが、今回の答申の一つの大きな特徴になっていますので、そうすれば社外取締役のうち関係会社から来た取締役というのを記していただく方が適切ではないか。ほかにもいろいろと組織的な問題をとらえるための統計データということだけで質問項目も考えられるわけですが、調査の容量に限界があるので、最低限これらを聞いていいのではないかとということで、この部会の中で議論として出てきたものでございます。

宮川専門委員 追加的に私のわからない点をもう少し明確にしますと、例えばアとかイとかいうのは、その資料の諮問の概要の 1 のもの以外のサービスに関する国際取引の状況の追加に対する答えになっているわけですね。イがまさに事業の外部委託の状況の追加等に対する答えが答申のウで、ウの能力開発費の追加、エの剰余金の配当状況の追加というのが「エ 剰余金の配当状況、能力開発費を把握する事項の追加」ということで、オの技術の所有及び取引状況の変更というのがアに対応して答申されているということになるわけですね。

そうすると、オというのはいわゆる諮問でこれを検討してくださいという内容のそのほかの事項に当たるのか、それとも諮問概要の 5 点あったア～オの内容のどこかに本当は入っていることなのかどうかというのがよくわからなかったということです。

犬伏統計審査官 オにつきましては、今回の調査実施者側の改正計画の中では、従前からの変更はない形で出てまいりました。ただ、その計画について部会等の議論の中で、これだけでは単に設

置しているか、していないかだけでは意味合いが乏しいのではないか。そうであれば、部会長がお話になられているようなものをとったら、データがもっと有効活用できるのではないかという部会の議論を踏まえて、ここは修正した方がいいということで整理させていただいたわけです。

宮川専門委員 そうすると例えば諮問の内容があって、この諮問に対する意見はア～エまでで、オについてはその変更の内容を議論した結果、委員会としてはこれを加えることが望ましいと判断したと書く方がわかりやすいのかなと思ったのです。

つまり一律に並列的によると、ア～オまでが諮問の概要に対して、こう答えていますというふうにとらえるわけですが、アとエとオについては少し性格が違うわけです。アとエというのはこういう変更をしますけれども、いかがですかということに対して、適当であるとか、しかし、こういう修正が必要であるというわけですね。オは変更の内容を議論している中で、こちら側からこうしたものも実態把握というか、企業経営の内容を把握するには必要であると判断したということですね。それは違いがわかるようにしておいた方がいいのではないかというのが私の意見です。

首藤部会長 書き方の問題ですね。

宮川専門委員 はい。内容ではないです。書き方の問題として、統計委員会に上げるときに、例えばすごく形式的なことを言えば、統計委員会が五つの内容についてプラス が来ている。これはどういうことですかということで、それはこの委員会の中で議論をして、企業経営の内容を把握するのに必要と考えて、今回新たに修正を提案するものですということで書いた方がよいのかなと考えました。

首藤部会長 そうすると、力のところも適当であるという、答申に対する答えになっていますね。

宮川専門委員 力は削除で。

首藤部会長 ですけども、一応削除ということで、それは答申から来ているわけですね。

宮川専門委員 はい。

首藤部会長 ですから、例えば順番を変えて、オの方を後ろに持ってきて書きぶりを変えて、部会の議論から出てきたという書き方をするかどうかは別として、そうされたら一つの(案)としてはいかがかなと。そうすると連続して上の幾つかの点は、そういう答申に対する回答であって、その後はこちらの議論に出てきた提案であり、その他の事項とつながるのではないかと思います。

清田専門委員 宮川先生の御質問に1点補足させてください。ファイルの中の12月15日の席上配付資料の5ページ目です。右の一番下にサという項目がございます。そこに今の宮川先生の御質問に関連する部分があると私は理解しています。部会長が先ほどおっしゃられましたけれども、サのところでは削除に関連して委員会設置か否かを聞くようになっています。もともと出された資料は資料4の黄色の部分になっていたのですが、もう少し詳しく把握をした方がいいのではないかとこのことを議論した経緯がございます。

宮川専門委員 おっしゃっていることはわかりました。そうだとすると、今、清田さんがおっしゃったのは、その削除する項目の答申の一環として企業経営を把握する方向として、取締役の話が出てきたのだということですね。

清田専門委員 そうです。今のところの1ページ前の左側です。社内取締役、社外取締役を調べ

るということに関して意見が出されて、今に至ります。

宮川専門委員 私はいわゆる諮問の内容に対応して答申がすべてなされているのであれば、この並べ方で別に構わないと思います。ですから、これも企業経営の内容を例えば方向を削除する項目の中で、今度は取締役の人数を社内取締役と社外取締役と分けて記載するということが出てきたということで、それは削除項目と対応して検討しているうちにこういうことが出てきたという説明があれば特に問題はなくて、ただ、こういうふうに読んできたときに独立にもしかして委員会の中で諮問の変更に加えて、プラス変更することが望ましいということがここでの議論で出てきたとすれば、それはきちり明記しておく方がいいのではないかと書いていたのです。ですから、問題は解釈の問題で、だから最初に私も諮問の内容と対応しているのかしていないのかよくわからないのですけれども、教えてくださいと質問をしたわけです。

首藤部会長 先ほど私が申しましたようにこの順番を変えて、書きぶりを工夫していただくと統一性がとれて、ここの議論の中からの指摘事項として出てきたということがわかるので、望ましいと思いますけれども、そういう形で修正をお願いしてよろしいでしょうか。

犬伏統計審査官 はい。

首藤部会長 問題がなければ、そういう形で修正をしていただくことにしたいと思います。

それでは、力でございます。削除のところでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。特に問題はございませんか。

それでは「キ その他の変更」のところでございます。お願いいたします。

廣松部会長代理 2行目の「組織再編行為の状況」と書いてありますが、「行為」という言葉は要るのでしょうか。

首藤部会長 企業の組織再編行為という言い方が適切かどうかと。「行為」を取っても特段意味は変わらないと思いますけれども、「行為」を取ったらいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。御意見がなければ「(2)集計事項及び調査結果の公表の期日」についてでございます。文言について問題がなければ、よろしいでしょうか。

それでは「(3)その他」。他の調査との重複等についてでございます。お願いいたします。

廣松部会長代理 2点、表現上の問題です。最初は2段落目の最後の文章ですが「適切な対応が図られていると考えられる」とありますが、「考えられる」という婉曲的な表現になっているのは何か意味があるのでしょうか。

2番目はその下のパラグラフで、先ほど口頭では説明がありましたけれども、調査対象企業が特サビ実態と一部重なっていますが、ここにその例示を入れた方がいいのではないのでしょうか。例えば出版業などがそうです。これは経済産業省内部での話ではありますが、難しい点があることは事実です。しかし、今後重複を是正すべき業種はある程度決まっていることを示すという意味で、例示を挙げておいた方がいいのではないかという気がします。

首藤部会長 事務局のお考えはいかがですか。

犬伏統計審査官 具体例は新聞業や出版業等ございますので、幾つか例示を挙げるというのは結構かと思います。「考えられる」というのは、これでいいのかどうかということがあったものです

から、考えられると婉曲的になっておりますが、図られていると言い切っても、それは先生方の共通の御意見なり御認識ということであれば、結構かと思えます。

首藤部会長 最後の段落のところは「考える」と能動態になっているのですけれども、何か違いがあるのでしょうか。

犬伏統計審査官 深い意味はないので、少し婉曲的に書いたというくらいのお話でございます。

首藤部会長 ここは切ってしまうか、あるいは判断するとか評価するとか、そういう言葉を入れるか、あるいは入れないか。考えるという言葉は少し主観的な感じがしますね。何かいい御提案はございませんか。

この第2段落のところの「考えられる」というのは、内容から見まして、取っても別に差し支えないと個人的には思います。そこに深い意味があると困ってしまいますけれども。

犬伏統計審査官 取ってしまうか、「認められる」くらいですか。

首藤部会長 「認められる」がいいですか。そのようにいたします。

次の段落も「必要である」でしょうね。いかがでしょうか。必要であると断言すると、何か問題がありますか。ここは「考えられる」でもいいような気もしますし、日本語は難しくてなかなか。

佐々木委員 必要であると言っておいて、現時点でやむを得ないというのは、響きとしては余りよくない。必要ならさっさとするようにと言われてしまう。

首藤部会長 ここは「考えられる」でもいいような気もしますし、いかがですか。どうぞ。

引頭専門委員 特サビとの重複のことについては、いわゆる所要の調整を図る目処というのは立っているのでしょうか。今回のやむを得ないのですけれども、立っていませんでしたね。

犬伏統計審査官 まだ具体的にどうするということが決まっているわけではありません。業種対象が重なっていて、調査事項の一部が若干重なっているということがありますので、そこについてはどういうふうに調整していくかというのは、これからまさに検討するということになってくるかと思えます。

引頭専門委員 例えばですけれども、重複が生じているという事実だけで切って、しかし、やむを得ないと考える。その後にもし所要の調整を入れたければ入れるのかどうなのか。今後の課題で書くか。

首藤部会長 今後の課題ですね。

引頭専門委員 その目処がまだですね。

犬伏統計審査官 おっしゃるように確かに今後の課題ではあるのですけれども、ここでは一応基幹統計調査との関係を述べたわけです。3の(1)で述べたのは一般統計調査との関係を述べたということで、その棲み分けをしたつもりでございます。

野辺地専門委員 よくこういうふうにまとめるときに、望まれると必要であるということを使い分けたりすることがあるのですけれども、答申の中でやむを得ない状況なのだけれども、本来はこの方がいいというものについて、望まれるみたいな表現が考えられるのかどうか。いかがなものかなと思いました。

首藤部会長 所要の調整を図ることが望まれるということですね。

犬伏統計審査官 望まれるという表現を使ったものも、従前の例としてはあることはあります。

野辺地専門委員 望まれるという表現を使いますと、それを受けた方がそれを採用しなくてもいいというニュアンスになりますので、ちょうどいいのかなと。

宮川専門委員 今のところは所要の調整を図ることが必要と考えられるという部分ですね。その他のところで私もこう思っていたのですけれども、今の御案でも結構だとは思いますが、4ページ目のところは(2)の手前ですね。「役割分担の明確化や重複是正の方策を検討することが必要である」と書いてあるので、つまり所要の調整を図るというのではなくて、所要の調整を検討することが必要であるという文章をある程度統一するのであれば、この用語を使ってもよいのではないかと思います。

首藤部会長 図ることと検討することと。特段に大きな意味の先があるのかどうか。もし検討することであれば、必要であると言い切っていいわけです。私は余りこういう公的な文章については、ほとんど知識がないので、非常に大きな意味とか何か出てくると困るなと思うのですが、いかがでしょうか。

(2)のところは「引き続き検討することが必要である」となっていますね。もし図るという言葉を使うのであれば、必要であると言い切ってしまうもいいように思います。事務局の御意見はいかがでしょうか。

犬伏統計審査官 どちらでもいいと思っていますけれども、所要の調整について検討することが必要であるとか、あるいは宮川先生が言われたようなものでも結構ですし、図ることが必要であるというのでも、どちらでも大丈夫だと思います。

佐々木委員 座長一任ですよ。時間の無駄です。

首藤部会長 では、課題のところとの関連もありますので、どちらかにさせていただきたいと思います。

一番最後のところで「現時点ではやむを得ないものとする」は「考える」でいいですか。別に問題がなければよろしいでしょうか。どうぞ。

東京都 一番最後の「現時点ではやむを得ない」という部分ですが、先ほど佐々木先生のおっしゃったように、必要であればさっさとするというお話もございました。ですので、もう少し一步踏み込んだ表現をした方がよろしいのではないかと思います。

特サビ実態調査との重複具合というのはかなりございますので、客体からいたしますと、やはりいろいろな調査が形を変えてくるとするのは非常に苦しい部分がございます。ですので、現時点ではやむを得ないというような言い方ではなくて、めどが立っていないのしょうねという委員の先生の置き話もございましたけれども、是非もう一步踏み込んだ形で答申(案)として私は出していきたい。

東京都は特サビ実態を実際に行っておりますものですから、現状を見ますといろいろな調査が来ているということで、現時点では重なっていてもしょうがないですよというような答申(案)でない方がむしろよろしいのではないかと感じます。以上です。

首藤部会長 そうすると、答申(案)自体のスタンスの問題に関わってくるわけですね。この「現

時点ではやむを得ない」という判断よりも踏み込んだ、もっと積極的に進めるべきだというニュアンスが必要であるという御意見ですけれども、これに関していかがでしょうか。そういうことであれば、前の方でかなりきっちりと必要だというふうにはっきり言ってしまった方がいいわけですね。それが一つですね。

御意見はありますか。どうぞ。

伊藤専門委員 私もその御意見に全く賛成で、もし少し本当にやむを得ないのであれば、やむを得ない具体的な事情を書くべきであるし、やむを得ないというほどでないのであれば、現状ではこうなので何年度をめどにこういうふうにしたいということを書いてもよいかなと感じております。

首藤部会長 どうぞ。

廣松部会長代理 その点は私もなるべく早めにした方がいいと思います。ただ、確かに経理項目など一部の項目は多分なくせると思うのですが、特サビ実態で調査している項目の中にはその業種固有の活動とかの特性もあって、それらをなくして二つの調査を統合してしまうと必要なデータがなくなってしまうので、両者の役割分担をどうするかということを考えるべきだと思います。

首藤部会長 何年までということまで明示するとなると、議論を最初からし直す必要もあるのかと思います。

一つの(案)としては、「しかし」以降は自己弁護的なところは取ってしまって、必要であるというところで切ってしまったら問題ですか。

犬伏統計審査官 もし切ってしまうと、今この計画の中ですべきだという話になってしまいます。この特サビ実態というのはサービス業の産業に着目して、その業務の特性をとらえていくという目的で、たまたま事業所で売上げが立たないような業種については企業単位でとっているということでございまして、しかもここに書きましたように標本調査ということでございまして、データマッチングみたいなことが必要になってきて、システムの開発みたいなこともしないといけなくなりますので、そんなにすぐ簡単にできないのではないかと。そのため、現時点ではやむを得ないということで整理したつもりでいます。

首藤部会長 やむを得ないというよりも、困難であるが今後前向きに進める、所要の調整を図るべきであるとか、図ることが望ましいというか、そういった言葉に変えたらどうでしょうか。やむを得ないというのは確かに非常に後ろ向きなニュアンスになりますので。

宮川専門委員 私も現時点ではやむを得ないというのは、現時点ではと続いていますけれども、やむを得ないという表現は現状肯定の意味が強過ぎると思います。いずれにしても調整は必要だと思いますので、ここの表現は少し変えた方がいいと思います。

首藤部会長 私案として、後で文言などは変更する必要があるかもしれませんが、直ちに重複を是正することは困難であるが、引き続き調整を図るべきである、図ることが望ましい。このどちらか。図ることが望まれるとか、そういう文言でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それは座長一任ということにさせていただきまして、もう一度素案を調整したものを皆様に見ただいて、御意見があればいただきたいと思います。

非常に大きな問題があるというときだけにさせていただいて、余り細かく御意見をいただくということになると、もう一回開かなければいけませんので、いかがでしょうか。今、言ったような書き方のいずれかで、全体の流れを見て、修正をするということによろしいでしょうか。ありがとうございました。どうぞ。

宮川専門委員 この「(3) その他」という题目的付け方です。これは文章を読むと必要であるとか適切な対応が図られていると考えられるとか、今後の課題のところでも使われている表現と同じで、今後の課題とどこが違うのかということ、基本的には他の統計との重複の問題についてということですね。

そうだとすれば、そこは検討事項として明確にその題名として、その他ではなくて、書かれてはいかがかと思います。

首藤部会長 おっしゃるとおりです。では、そこもこの見出しのところを書き直していただきたいと思います。ほかに御意見はございませんでしょうか。

では、「3 今後の課題」に入りたいと思います。

「(1) 企業活動に関する統計の体系的な整備」でございます。何か御意見はございませんでしょうか。

伊藤専門委員 先ほどの現に「その他」となっている(3)は、犬伏さんの説明によると基幹統計との重複を意図して書かれたもので、今後の課題となっている(1)の部分は一般統計との重複に関して書かれたものであるということでしたので、その部分をわかりやすく明記されてもよいと感じました。

文章を読むと結局言わんとするところは、最終的には経済センサス活動調査というもので大きな母集団として一元化を図る。その企業情報に関しての一番大きな母集団を経済センサスでとって、それとのデータリンクージュを図るという理解でよろしいのでしょうか。

犬伏統計審査官 前段の方は、データリンクージュということも結果的に結び付く可能性はありますけれども、基本的には各省庁が縦割りですしているものを府省横断的な統計を構築していくという話でございまして、後段の「また」以下のところについては、要はこの調整をするために、経済センサス - 活動調査の名簿情報やその結果の組換え集計等を用いて、比較・検証する中で明らかになってくるということで、書かせていただいたものです。なお、これは、先般の調査実施者の回答等を踏まえて書いたものです。

伊藤専門委員 標題が一応、体系的な整備というふうに書かれているので、何を軸とした体系になるのかということがもう少しイメージできるような文章なり書かれ方があれば、わかりやすくなるかと思いました。

首藤部会長 核となるというのは、核となる統計という意味ですか。

伊藤専門委員 現状では情報通信産業の部分だけが出てきて、その他についてはまだ具体的な検討が進んでいない状況となっているといった記述ですが、より具体的に最終的に体系的に整備をしたいほかの一般統計も含めて、個別具体的にここで明記するなりしてもよいのかなとは感じましたけれども、いかがでしょうか。

犬伏統計審査官 先般の議事概要にもありますように、各省が企業を対象としている統計調査として、厚労省の医薬品・医療機器産業実態調査であるとか、農水省の食品産業活動実態調査であるとか、国交省の建設業構造基本調査とかいったものがあるわけですが、そういったものと共同をして、あるいは調査はばらばらかもしれませんが、できるだけ概念定義などをそろえながら、統計としては一元的にとりまとめて公表するといったことが体系的な整備ということにつながるのではないかというのが前段でございます。

「また」以下は、とは言いながら経産省の所管の中でさえ企業を対象とした統計調査があるから、その中もしてもらわないといけない、ということを書いているわけです。

伊藤専門委員 わかりました。

清田専門委員 今おっしゃっていただいた点について、今回の答申からは外れてしまうかもしれないのですが、例えば複数の企業統計についての情勢と概念についての体系整備を試みているというのは、これ以外のところで何らかの形で明記して頂くことはできませんか。

今、犬伏さんが言ってくださった、ここに書かれている部分というのは、前段は概念がそろっていなかったり、複数の基本統計があって省庁間で行われていたりしているとなっています。そして、それをもう少し一本化しましょうということをおっしゃってくださったと思います。この点に関して、つまり統計の企業を一本化して、かつ概念を整理するという点に関して、ここの答申の範囲を超えるかもしれませんが、何らかの形で明記して頂くことはできないでしょうか。

犬伏統計審査官 前段のところはまさに今、各省が所管業の企業についての調査をしています。それをある意味では一番幅広く産業、業種をとらえているのがここの企活調査であると。それらを足し合わせて、ある意味ではデータリンケージという形になるかもしれませんが、一本の企業活動統計みたいなものをつくっていく。それをここで言っていまして、定義云々のところまでを含めては、ここの中では考えていませんでした。

廣松部会長代理 それらについてはある程度、基本計画の中に書き込まれていますし、その基本規格の進ちょく状況についてフォローアップをこれから始めることになっています。ご指摘の問題意識そのものは重々わかりますが、この経済産業省企業活動基本調査の答申として書くというのは、ちょっと大きすぎるような気がします。

首藤部会長 最初の段落の最後の「企業活動に関する包括的な統計の構築の検討等を行うこととするとされているところである」というところに、そういうものすべてが込められていると私は理解をしておりました。個別具体的なことはたくさんあるのだろうと思いますが、この答申では今後の課題と方向性について明確にするというので十分ではないかという気がいたします。

伊藤専門委員 先ほどの御意見については非常によくわかりました。ただ、私を感じているのは、非常に企活統計というのは大事な統計ですので、これがやはり使われてこそ生きるというか、使われるためにはほかの環境の整備してくれないとうまく生かせないという書き方があればよいのではないかと思います。企活がより使われるような環境として、こういうことを望んでいますとか、こういうことが必要だと思いますというようなニュアンスで何となく文章をつくっていただくようなことが一つできることなのかなとは感じております。

首藤部会長 例えば(1)の「企業活動に関する統計の体系的な整備については」の前のところに、包括的に企業活動をとらえる統計の構築に関しては概念とかあるいは概念の統一化等が必要であるというようなことを入れてはいかがですか。そして、実際にこの体系的な整備として以下のことがなされていることとされているというふうに、一言くらい何か入れるということはできますか。

犬伏統計審査官 ここになるかどうか分かりませんが、ここは基本的には前回答申と基本計画そのものを引用していますので、おっしゃるようなところをどこかに入れることを考えてみたいと思います。

首藤部会長 引用だけだと明確ではないということですね。包括的な統計データの整備という最終的な目的が明確でないので、何かそういう一行を入れて、これまでの議論の答申等の流れでは包括的な検討が行うこととされているところであると終われば、実際に進んでいますよということがわかるのではないのでしょうか。1行くらいそういうのを入れたらいかがでしょうか。検討させていただきたいと思います。

廣松部会長代理 お役所の文章の常としてそうですが、要するに変えたところだけを書いておくのですね。したがってそれらを積み重ねて初めて現時点での全貌が分かるというところがあります。過去の経緯を1から全部書くのは大変なことですし、かといって余り略し過ぎるとかえって何を言わんとするかわからないおそれも出てくるところもある。どの程度丁寧に書くかは事務局と部会長とで御相談いただければと思います。

一言だけよけいなこと言いますと、さっき部会長が言われた第1番目のパラグラフの「構築の検討等を行うこととすることとされているところである」などというこんな文章はやめた方がいいと思います。ここは文章として直した方がいいです。

首藤部会長 行うこととされている、でいいと思います。

宮川専門委員 感想ですが、清田さんとか伊藤さんがおっしゃったことを私なりに解釈すると、いわゆる就業者や労働者の概念の統一とか、横断的な統計に関する定義をするというのは、定義をわかりやすくするというか統一していくということは、これは単に形式上の問題ではなくて、政策目的として、統計からいろいろな指標を導き出すときに違う従業員の定義があって、それで例えば売上高をそれで割ったり、いろいろなものを数値を作成すると、違う数値が出てくるわけです。基本活動、基本調査でした場合と労働力調査でした従業員等で違った数値が出てくる。それに伴って政策判断をしてくるときに、どちらの数値を取っていいのだろうかということになってきて、もともと国でする統計ですから、政策に反映していかなくてはいけないわけですので、かえって統計の定義が違ってくことによって政策判断を混乱させては、もともとの意味がなくなってしまうわけです。

そういう意味で、私は定義についてはこの国の統計の本来の趣旨からして、本当は今、統計委員会というか、その目標のところを御議論されていることをきちんとしていくべきだと思います。単に形式の問題ではないと思います。そこから導き出される数値を本当に政策に反映するためには、余りいろいろな定義が混在しては、逆に言うとなんか使えないということになってしまうわけです。それは本末転倒なわけで、皆さんが労力をかけられているわけですから、そこを何とか共通化でき

る部分についてはきちんと共通化して、その多くの人に使い、正しい判断ができるようにしてほしいということなのだろうと思います。これは感想ですけれども、そういったところがある程度若干でも部会長がおっしゃるところで、文章で反映できるような形になればいいのかなとは思いますが。

首藤部会長 今の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、(1)のところをもう少し文章を工夫させていただきたいと思えます。

犬伏統計審査官 ただ、今、宮川先生もおっしゃられた労働者の概念定義の統一化という話ということで特化すれば、この企活の答申ということとは離れると思うのです。それは後ほど、また議論になるかと思えますけれども、部会長の報告であるとか、何かそういう別途の局面で、記述するというようなことになると思えます。したがって、ここにはその話は書けないのかなと思っているところがございます。

首藤部会長 でも、今、宮川専門委員のおっしゃったことは、別に労働統計に関してということではなくて、例として挙げられたわけですね。

宮川専門委員 そうです。

首藤部会長 だから、別に特定の調査項目に関しての概念規定みたいなことではなくて、要するに包括的な統計データと政策的データにするためには、横断的に統計をつくるに際しては概念の統一とか定義の統一化が必要だと。そういうことを明確にして方向性を示す。ここの課題として、まず明確にするということが必要ではないかという御意見だと伺いました。

宮川専門委員 逆に特サビと企活の企業の重複の問題も、廣松先生が言われたように特サビには特サビの使い方があって、その情報をどうするかという、その情報を政策的にどうするかという議論と企活で使う情報の政策的な活用等が一致している場合で企業も重複している場合については、恐らく私は統一化した方がいいだろうと。

ただ、非常に特サビの中で使う情報に特定のものがあって、それが非常に政策的に活用されるものであれば、その情報を生かすべきだろうというふうに思うわけです。そこは本当はきっちりと余りあいまいな書き方をしなくて、政策目的に即して、こういうふうに使うのだということから、本来はまだ特サビの情報も捨てることができないと書いた方がいいだろうと私は思えます。これは最後の方になりましたので、感想的なことです。

大阪府 客体に近い立場で調査を実施している者として、先ほどの言葉の定義の問題なども、やはり客体の方にとっては、その調査ごとに異なったりとかすれば、非常に書きにくい。こういう調査は客体の方が正確にきちんと書いていただくということが一番大事だと思います。

私どもはそれを集めている立場の者として、先ほど東京都さんが言われましたように、既存の特サビとの整理ですとか、これからしようとしています経済センサスの活動調査。この調査自身も客体の方にとっては大変御面倒をかける調査です。非常に書きにくい、わかりにくいと言われております。それをしようとしているわけですけれども、そういうところの調整ができてこそ、きちんとした調査結果が出てくるものだと思いますので、我々自身もそれに気を付けてしていきたいと思えますけれども、皆様方もよろしくお願ひしたいと思えます。

首藤部会長 実際に調査をしていらっしゃる方の御意見でございますので、貴重な御意見として

承りたいと思います。

この部分につきましては、ほかに御意見はございますか。

佐々木委員 また話の続きになってしまうのですが、「3 今後の課題」の(1)の書き方が前段のところで基本計画というようなことを受けて、企業活動に関する包括的な統計の構築の検討を行うことが求められているわけですが、その例として情報通信はしていますと書いています。情報通信以外のものについては検討が進んでいないとなっています。そこには何も具体的なものは書いていなくて、それが終わったところで今度は同じ経済産業省の中でこういうものは重複していますと書いています。こういうふうになら、先ほど犬伏さんがおっしゃったように、具体的な検討が進んでいない厚生労働省の医薬品とか建設業とか、どうせみんな具体的に書くのであれば、同じようなレベルで書いたらどうなのかという印象を受けました。そうでないと、その他の分野についてはと言われると、あとは何があるのかなと思ってしまいます。繰り返し前回も厚生労働省の話も農林水産省の話も出てきていますので、書いたらいいのかなという感じを受けました。

首藤部会長 その他の分野で進んでいるのは情報通信だけで、ほかのものは進んでいないということですね。ですから、具体的に挙げるとなると、そろそろ挙げなくてはいけなくなりますけれども。

佐々木委員 私が言っているのは、その後に来る経産省の中でも重複していて、これを解決しなければいけないということを言っているのです。

首藤部会長 この「また」のところですか。

佐々木委員 経産省の内部の話をする前に、それ以外の省の具体的な話の方が大きいのではないですか。むしろ経産省の中小企業は、こんなものは書かなくてもいいのではないかというくらいの印象を受けたのです。

首藤部会長 これは経産省の答申ですから、経産省に焦点を当てているのだらうと思いますけれども。

犬伏統計審査官 このポイントは企業活動に関する統計の構築ということが言われていて、情報通信の分野はとにかく走り出したが、その他の分野は進んでいないから、その他のところも各省でちゃんとやりなさいよということがここでの主眼だと思っています。

首藤部会長 経産省の中でも、こういうことをしなければいけませんというニュアンスだと思いますけれどもね。

経済産業省 そこで細かいのですが、経産省の中で、中小企業実態基本調査と情報処理実態調査が書かれております。中小企業実態基本調査は以前から確かに調査項目もかなり同じようなところもあるのではないかとされているところもありますが、情報処理実態調査も今回は入っているのですが、企活は今回は情報化の状況のところ、コンピュータネットワークの利用とか電子商取引のところは削除いたしまして、確かに調査対象としては企業ですから同じなのですが、調査事項としては基本的に重複しているものはなくて、フェース项目的な資本金とか従業員くらいでございます。

これはあくまで企業に対する調査の役割分担等をもう一回明確にしろという意味だということ

であればわかるのですが、具体例で書かれても、実は調査事項も全然違うもので、実際に何をやるかというのは、こちらの方は私どもはわからなかったところでございます。

企業に対する調査の例で書かれているということでございますし、何も2つ書かなくても中小実があれば十分なのかなと実は思った次第でございます。

伊藤専門委員 質問ですけれども、3ページの現状「(3)その他」になっているところの2段落目で、企活に関して科学技術調査研究と法人企業統計からデータ移送を受けていると書かれておりますけれども、逆に経済産業省の統計を他の複数の統計へデータ移送することは行われていないという現状でよろしいのでしょうか。

経済産業省 企活調査につきましては、企活調査の方から中小企業実態基本調査の方に売上げとかをデータ移送しています。ほかの調査でもデータ移送しているのがありますが、企活調査の方が経産省のほかの調査からデータ移送を受けているというのはございません。

伊藤専門委員 わかりました。このデータ移送ですとかデータリンケージにも関わる話ですけれども、この取組みについては将来的には企活その他の調査票の記入の軽減を検討をする上でも重要な点だと思うのですけれども、この点の取組みについて具体的な答申ですとか記述というものもあるのでしょうか。どなたに質問を投げたらいいかわかっていない部分もあるのですけれども。

犬伏統計審査官 今のご質問は企活調査のデータ自体を他の統計調査なりにデータ移送とされているものがあるかどうかということですか。

伊藤専門委員 そうです。

犬伏統計審査官 それは今、経産省から回答があったように、中小企業実態基本調査などについては、企活調査のデータを移送するという方法をしています。このほかに企活からほかの統計にどれだけ移送しているかについては、承知していません。

中小実と情報処理実態調査等と書いているところですが、海外事業活動基本調査とか、その他いろいろあって、ここの例示ということでとりあえず二つ挙げたということでございます。

首藤部会長 修正する必要があるかどうかということですが、いかがでしょうか。今の事務局の方の御説明で納得していただければ、このままにしたいと思っておりますけれども、この点につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、最後の「(2)調査対象範囲及び規模の見直し等」についてに入りたいと思います。特段これは問題がないとしてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、皆様に各項目に沿って御審議をいただきましたが、「3 今後の課題」の「(1)企業活動に関する統計の体系的な整備」につきまして、関係府省庁等が密接な連携協議の上、全業種横断的な企業活動に関する統計の構築に向けて取組を推進するということが必要でありますので、実際に取り組んでいただく関係府省庁の方から御意見をいただきたいと思っております。財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の方に御出席していただいておりますけれども、何か御意見はございますか。一言ずつお願いをしてよろしいでしょうか。

農林水産省 当省では食品産業の活動実態調査を行っておりますけれども、特別に重複是正については、関係の経済産業省さんとかにおいてもずっと調査開始以降、重複是正についても意見交換

というか、すり合わせもさせていただいて、できるだけ調査対象の負担軽減につながるようなことで調査の方を実施して、今後とも同じような考え方で進めていきたいと思っております。以上です。

首藤部会長 国土交通省、どうぞ。

国土交通省 当省では建設業の実態調査が何回か話に出たと思うのですが、今後は機会があるごとに調整を図らせていただいて、していきたいと思えます。

首藤部会長 ありがとうございます。厚生労働省の方、お願いいたします。

厚生労働省 当省といたしましては、現在行われております取組でございますとか経済センサス等々の状況に応じまして、協力させていただきたいと思っております。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、最後に財務省、お願いいたします。

財務省 厚生労働省さんと同じでございます。見守らせて、協力をさせていただきたいと思っております。

首藤部会長 ありがとうございます。企業活動に関する統計につきましては、各関係府省庁におきまして、その構築に向けて積極的に取組をお願いしたいと思います。

以上で答申(案)につきましては、一とおり審議が終わりましたので、まとめさせていただきたいと思えます。答申につきましては、おおむね全体の内容につきましては、御了承いただいたと思えますけれども、2の「(3)その他」という項目名をより具体的に基幹統計調査との重複事項について等、まだ項目の文言につきましては検討させていただきますが、より具体的な内容を表した項目に付け替えるということ。

それから、文言で第2段落の「考えられる」を「認められる」にするということ。第3段落のところ、所要の調整を図ることが必要というふうに言い切って、第4段落のところは一番最後の行の直ちに重複是正することは困難であるが、しかしながら、今後の調整を積極的に進めるべきであるといったような趣旨の文言に修正をするということでございます。具体的な表現につきましては、座長一任にさせていただくということになりました。

「3 今後の課題」につきましては、企業活動に関する包括的な統計の整備というのが一体なぜ必要かという政策的な目的への利用に適するような、そういった統計の内容にするためには、定義の明確化とか定義の統一、概念の明確化あるいは定義の調整ということをきちん行う必要があるという趣旨の文言を最初に入れさせていただくことにしたいと思います。具体的な文言につきましては、また座長一任ということで皆様にお目通しをいただくことにしたいと思います。

以上が大きな修正点でございますが、よろしゅうございますでしょうか。ほかに付け加えることはございますか。では、今、申し上げた点につきまして、所要の修正を行いたいと思えます。

スケジュールの都合がございますので、今後、事務局における文章、審査の関係等もありますことから、修正内容につきましては部会長に一任させていただくということで御了承をいただきたいと思えます。

この答申(案)につきまして、当部会として採択するということによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

首藤部会長 それでは、部会として採択することといたします。ありがとうございました。一度皆様に修正された文章はお目通しいただくということをお願い申し上げます。そして、修正した上で1月25日月曜日に開催の第30回統計委員会に諮ることといたしたいと思います。また、本日の部会の結果概要につきましても、答申（案）と併せて統計委員会において報告する予定でございます。

もう一つ、部会長メモについて御説明をしたいと思います。席上配付資料2がございます。この部会の審議の際に出されました純粋持株会社を含めた広義の企業グループ内の企業間の取引の実態の把握と。これにつきましては、今回の経済産業省企業活動基本調査の変更に関する諮問とは直接的に結び付かないわけですが、企業に関する統計を考える上で重要と考えられます。

そこで答申（案）の定義と併せまして、第30回統計委員会では席上配付資料2に、今、私が御説明いたしますけれども、部会長から内容を報告させていただきたいと考えております。

この席上配付資料2をご覧いただきたいと思います。読ませていただきます。「経済産業省企業活動基本調査の変更の審議に際して出された意見について（案）」。

「本調査は、関係会社（親会社、子会社、関連会社）の間の取引の実態を把握するものであり、純粋持株会社を含めた広義の『企業グループ』内の企業間の取引の実態を把握するものとはなっていません。

一方、基本計画において、経済産業省は、平成23年以降にすべての純粋持株会社を対象とした新たな調査を実施する等により、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討することとされています。

このため、経済産業省は、この検討において、関係会社間の取引の実態の把握に限定されている本調査の限界性を踏まえつつ、関係会社間の取引の実体の把握に限定されている本調査の限界性を踏まえつつ、広義の『企業グループ』の活動の実態を把握することが可能となるような方策についても、併せて検討を行うことが必要と考えます。以上、報告します」という内容でございます。

いかがでしょうか。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

廣松部会長代理 2番目のパラグラフですが「基本計画において、経済産業省は、平成23年以降にすべての純粋持株会社を対象とした新たな調査を実施する等により」となっていますが、この新たな調査というのは経済センサスのことを意味するのですか。あるいは経済産業省が独自に新たに調査を実施するということなのですか。

犬伏統計審査官 基本計画の中では、経済産業省が独自に調査を実施すると記述されています。正確に読みますと、「平成21年経済センサス - 基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従業者等はその機能別内訳、参加企業に関する情報、収益内容等について調査する。」それで、さらにということで、26年経済センサスうんぬんにつながっていくのですが、そのような調査を経済産業省は23年度以降に実施するというような記述が基本計画の中にございます。

経済産業省 今、審査官の方から御説明いただいたように、基本計画の中で、21年の経済センサス基礎調査で初めて純粋持株会社の名簿がきちんと把握できる予定になってございますので、この

結果を踏まえまして、把握に向けた検討を進めるべきというところについてはそのとおりでございますけれども、ここに書いてありますように新たな調査とするのか、この企活調査のスキームの中で把握するかどうか。そこも含めまして、これからの検討ということでございまして、基本計画中には新しい調査を立ち上げるというところまでは明示をされていないと認識してございますので、いずれにいたしましても、どういう形で把握していくことが望ましいのか。答申におきまして企活調査全体の課題として整理されているような体系的整備との観点も含めまして、前向きな検討を進めたいと思っているところでございますので、皆様の御理解をいただいた上で、それに沿った文章整理をお願いできれば幸いです。

首藤部会長 そうしましたら「新たな」というのを取ってしまった方がいいということですね。

経済産業省 その方がよろしいかと思えます。

首藤部会長 お願いいたします。

野辺地専門委員 関係会社の定義と関係するのですが、1行目に関係会社として、親会社、子会社、関連会社と三つ書いてあるのですが、これは前回も話題になったかもしれないのですが、それ以外に関連会社から見た資本上位の会社。これは定義で言うと、その他の関係会社という部分が関係会社の一つとしてあるわけです。

それについては今回は調査対象になっていないのですが、三つ目のパラグラフのところで後半に「関係会社の間の取引の実態の把握に限定されている」と言ってしまうと、その他の関係会社を含めているようなニュアンスになってしまうのです。

ですから、1行目の関係会社と三つ目のパラグラフの関係会社は恐らく同じものをイメージしていると思うのですが、この統計における関係会社の扱いが、関係会社として金融商品取引法で言っている規則の関係会社ではないので、その辺りが混乱する部分があるので、例えば三つ目の関係会社に1行目と同じような括弧書きを付けるとか、そういう方がよろしいかと思えます。

首藤部会長 この資料4のところ(1)のアの2行目ですが、内訳として所有関係に基づく関係会社というふうに所有関係を入れたわけです。ですので、例えばこの席上配付資料2の最初の関係会社のところで、所有関係に基づくというのを入れてはいかがですか。文言を合わせますけれども、それではだめですか。

野辺地専門委員 今のその他の関係会社というのも所有関係に基づく関係なので、今までの審議の中で兄弟会社についてもいろいろと議論が出てきて、いわゆる関係会社を超えた企業グループの取引についてどうするかということもありまして、その関係会社という概念の中にどこまで入れるのかが一つの課題。

もう一つ、関係会社ではないのだけれども、企業グループというものをどこまでとらえていくかというのが二つ目の課題。その辺りを含めて今後の課題として検討していく必要があるのではないかと思います。

首藤部会長 そうすると第3パラグラフの関係会社のところに括弧で例示を入れるということですが、具体的に例えばどういうふうに入れたら。

廣松部会長代理 上記関係会社の間の取引の実態把握に限定されているとすれば。

首藤部会長 では、そのどちらかで、わかりやすくするというふうにいたします。ほかにいかがでしょうか。御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、修正いたしますけれども、こういう形で席上配付資料を配らせていただきたいと思います。

ほかに全体に関わる御意見があればいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、5分前くらいですけれども、時間が大体まいりました。本日の審議はこれまでといたしたいと思います。短期間で3回の部会でまとめたのでございますけれども、皆様、御出席、御協力をありがとうございました。

それでは、今日はこれで閉会といたします。